

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和七年十二月九日から令和八年四月九日ま
でに奈良県産業部経営支援課に到着するよう提出してください。

令和七年十二月九日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ奈良登美ヶ丘

所在地 奈良市中登美ヶ丘三丁目三番

二 変更のあつた事項

大規模小売店舗の設置者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 昭和リース株式会社

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

代表者 代表取締役 平野 昇一

（変更後）名称 昭和リース株式会社

住所 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

代表者 代表取締役 泰山 信介

三 変更年月日

令和六年十二月十一日

四 届出年月日

令和七年十一月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和七年十二月九日から令和八年四月九日まで。ただし、奈良県の休日を定める條

例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
す。

七
縦覽時間

午前九時から午後五時まで